

官公需施策は、経営資源の脆弱な町内中小企業者にビジネスチャンスを提供するとともに企業の競争力を高める機会であり、新富町において、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)に基づき、町内の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

我が国経済は、足元の物価高によるリスクに直面する一方で、成長と分配の好循環が実現しつつある。こうした中で、経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小事業者の受注機会の増大を図り、その活動の活性化を図ることが重要である。

政府は、コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、官公需法第4条に規定する中小企業者に関する国等の契約の基本方針に掲げる措置を着実に実施することを求めている。

本町では、予算の適正な執行に留意しつつ、より多くの町内中小企業者が官公需に参入しやすい環境を整備するための措置について、「令和7年度町内中小企業者向け官公需確保のための基本方針」を定める。

1 町内中小企業者向け契約目標

令和8年度において、発注件数の90%を目標として、町内中小企業者の受注機会の増大に向けて各課が積極的な取り組みを行うものとする。また、新規中小企業者との契約についても、その増大に努めるものとする。

2 町内中小企業者の受注機会増大のための措置

令和8年度において、次の措置を重点的に推進していくものとする。

(1) 積極的な情報提供

本町における物品等の発注情報や入札参加資格等の情報を町内中小企業者に広く周知するため、町のホームページにおいて積極的な情報提供を行うものとする。

また、物品等の発注を行うに際しては、町内中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書等に明記することにより、十分な説明を行うものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

物品等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公共性等に反しないかどうか十分検討したうえで、行うよう努めることとする。

なお、公共工事においては、効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から、適切な発注ロットの設定を進めることが要請されており、町内中小建設業者等の受注機会の確保に配慮しつつ、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適切な納期・工期・納入条件等の設定

物品等の発注に当たっては、町内中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとし、仕様書及び設計書等において事業内容を明確にするよう努める。物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあつては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

また、繰越制度の活用等により施工時期の平準化を図るなど、特段の配慮を払うものとする。

(4) 一般競争入札(条件付)等における受注機会の増大

(ア) 発注にあたっては、町内中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(イ) 発注にあたっては、一般競争入札(条件付)等の入札参加条件の設定において、町内中小企業者(共同企業体等を含む。)の受注機会の増大に特段の配慮を払うものとする。

- (ウ)特に、少額の契約案件にあつては、町内中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- (エ)競争参加者の資格の設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1)技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

町内の技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の入札参加機会の増大を図るとともに、入札参加資格の弾力化を進める。

(2)中小企業・小規模事業者の適切な評価

工事及び委託並びに役務等の発注において、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮し地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価と積極的な活用に努めるものとする。

(3)中小建設業者に対する配慮

「働き方改革」関連の取り組みに留意しつつ、必要な工期を確保するため、早期の発注・施工時期の平準化を図る等により、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の防止に努めるものとする。

(4)中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

また、燃料調達の際には、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うことができることに留意するとともに、災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、燃料供給に関する随意契約を誠実に検討するものとする。一般競争入札により調達する場合は、災害時に備えて地域内に燃料供給拠点を有すること等の適切な地域要件の設定を行うものとする。

4 価格転嫁・取引適正化のための措置

(1)適切な予定価格の作成

役務及び工事等の発注にあつては、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適正な予定価格の作成に努めるものとする。

特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うものとする。

また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込むものとする。

(2)価格交渉の円滑化

- ①契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- ②受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、一方的に価格を決定することなく、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。
- ③価格交渉時においては、受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重するものとする。
- ④契約の途中で実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることに留意するものとする。
- ⑤契約金額変更の申出を行った受注者に対して、次回発注時に不利益な取扱いがないよう配慮するものとする。
- ⑥上記の円滑な協議を実現するため、契約金額の変更についての条項をあらかじめ契約に設定するよう努めるものとする。

5 相談体制の整備

官公需に関する中小企業者からの相談に適切に対応するため、「契約に関する相談窓口」を設置し、相談体制を整備するものとする。

6 措置状況の把握

本方針に基づく措置の実施状況について、各課から報告を受け、適切に把握するものとする。措置を実施していない場合は、当該理由を明確にし、改善に向けた取組を行うものとする。

* 本方針については、毎年度、国が策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」及び社会情勢等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。